

路線変更等に伴う停留所の設置、ダイヤ改正及び
尾鷲市生活交通ネットワーク計画の変更について

尾鷲市地域公共交通活性化協議会

ふれあいバスハラス線（天満地区）路線変更区間
及び停留所設置個所



長浜（市街から天満方面）

①



側溝蓋の改良

長浜

①～②



ガードレールの改良と、段差の解消

長浜（天満から市街地方面）

②



転回場の確保

天満築港（市街から天満方面）

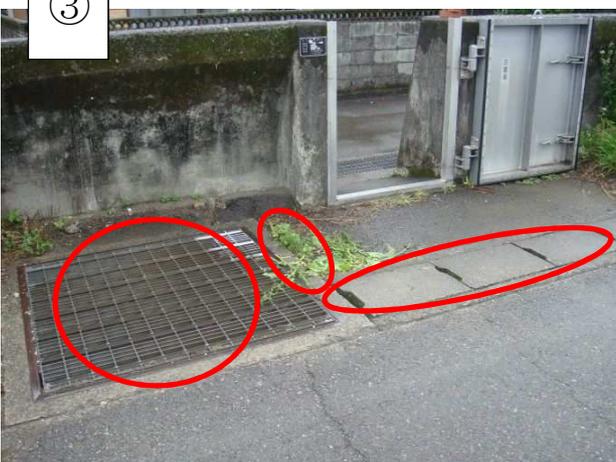
③



アスファルト舗装、側溝蓋の改良

天満築港

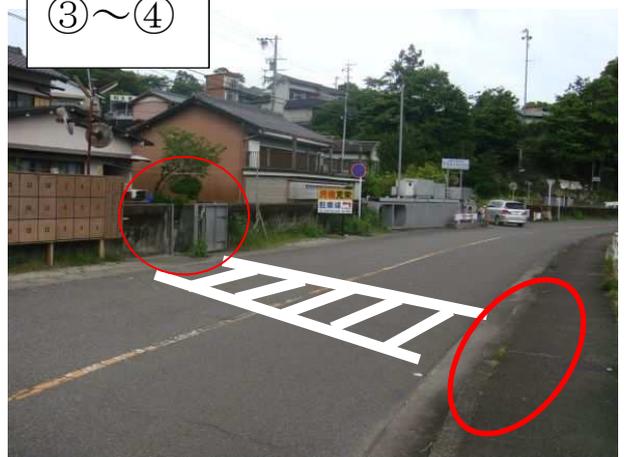
③



側溝蓋の改良、段差解消

天満築港（天満から市街地方面）

③～④



横断歩道（警察）、段差解消

ふれあいバスハラン線 時刻表 (平成25年9月まで)

梶賀→賀田駅→古江→三木里駅→尾鷲市街

停留所名	区間 時 分	時 刻				
		※1 ※2 ※1 ※2	※2			
梶		7:10	9:10	13:00	※2	16:55
神	1	7:11	9:11	13:01		16:56
梶	0	7:11	9:11	13:01		16:56
西	5	7:16	9:16	13:06		17:01
逢	1	7:17	9:17	13:07		17:02
曾	1	7:18	9:18	13:08		17:03
賀	2	7:20	9:20	13:10		17:05
賀	0	7:20	9:20	13:10		17:05
賀	1	7:21	9:21	13:11		17:06
ふ	2	7:23	9:23	13:13		17:08
南	2	7:25	9:25	13:15		17:10
古	1	7:26	9:26	13:16		17:11
東	1	7:27	9:27	13:17		17:12
し	0	7:27	9:27	13:17		17:12
新	0	7:27	9:27	13:17		17:12
八	5	7:32	9:32	13:22		17:17
山	1	7:33	9:33	13:23		17:18
三	0	7:33	9:33	13:23		17:18
三	1	7:34	9:34	13:24		17:19
三	1	7:35	9:35	13:25		17:20
国	13	7:48	9:48	13:38		17:33
尾	3	7:51	9:51	13:41		17:36
イ	1	7:52	9:52	13:42		17:37
野	2	7:54	9:54	13:44		17:39
栄	1	7:55	9:55	13:45		17:40
朝	1	7:56	9:56	13:46		17:41
尾	1	7:57	9:57	13:47		17:42
ハ	0	7:57	9:57	13:47		17:42
瀬	1	7:58	9:58	13:48		17:43

※1 三木里駅で八鬼山線 三木浦・早田方面へ乗継出来ます。※2 三木里駅で八鬼山線 三木浦・早田方面から乗継出来ます。

尾鷲市街→三木里駅→古江→賀田駅→梶賀

停留所名	区間 時 分	時 刻			
瀬		8:15	11:55	15:55	18:50
ハ	0	8:15	11:55	15:55	18:50
尾	1	8:16	11:56	15:56	18:51
朝	1	8:17	11:57	15:57	18:52
栄	1	8:18	11:58	15:58	18:53
野	1	8:19	11:59	15:59	18:54
イ	2	8:21	12:01	16:01	18:56
尾	1	8:22	12:02	16:02	18:57
国	2	8:24	12:04	16:04	18:59
三	14	8:38	12:18	16:18	19:13
三	1	8:39	12:19	16:19	19:14
三	1	8:40	12:20	16:20	19:15
山	0	8:40	12:20	16:20	19:15
八	1	8:41	12:21	16:21	19:16
新	5	8:46	12:26	16:26	19:21
し	0	8:46	12:26	16:26	19:21
東	0	8:46	12:26	16:26	19:21
古	1	8:47	12:27	16:27	19:22
南	1	8:48	12:28	16:28	19:23
ふ	2	8:50	12:30	16:30	19:25
賀	2	8:52	12:32	16:32	19:27
賀	1	8:53	12:33	16:33	19:28
賀	0	8:53	12:33	16:33	19:28
曾	2	8:55	12:35	16:35	19:30
逢	1	8:56	12:36	16:36	19:31
西	1	8:57	12:37	16:37	19:32
梶	5	9:02	12:42	16:42	19:37
神	0	9:02	12:42	16:42	19:37
梶	1	9:03	12:43	16:43	19:38

ふれあいバスハラン線 時刻表 (平成25年10月から)

梶賀→賀田駅→古江→三木里駅→尾鷲市街

停留所名	区間 時分	時 刻		
		※1	※2	※2
梶		7:10	9:10	13:00
神	1	7:11	9:11	13:01
梶	0	7:11	9:11	13:01
西	5	7:16	9:16	13:06
逢	1	7:17	9:17	13:07
曾	1	7:18	9:18	13:08
賀	2	7:20	9:20	13:10
賀	0	7:20	9:20	13:10
賀	1	7:21	9:21	13:11
ふ	2	7:23	9:23	13:13
南	2	7:25	9:25	13:15
古	1	7:26	9:26	13:16
東	1	7:27	9:27	13:17
し	0	7:27	9:27	13:17
新	0	7:27	9:27	13:17
八	5	7:32	9:32	13:22
山	1	7:33	9:33	13:23
三	0	7:33	9:33	13:23
三	1	7:34	9:34	13:24
三	1	7:35	9:35	13:25
国	13	7:48	9:48	13:38
尾	3	7:51	9:51	13:41
イ	1	7:52	9:52	13:42
野	2	7:54	9:54	13:44
栄	1	7:55	9:55	13:45
朝	1	7:56	9:56	13:46
尾	1	7:57	9:57	13:47
長	2	7:59	9:59	13:49
天	1	8:00	10:00	13:50
天	0	8:00	10:00	13:50

尾鷲市街→三木里駅→古江→賀田駅→梶賀

停留所名	区間 時分	時 刻		
天		8:13	11:53	15:53
天	0	8:13	11:53	15:53
長	1	8:14	11:54	15:54
尾	2	8:16	11:56	15:56
朝	1	8:17	11:57	15:57
栄	1	8:18	11:58	15:58
野	1	8:19	11:59	15:59
イ	2	8:21	12:01	16:01
尾	1	8:22	12:02	16:02
国	2	8:24	12:04	16:04
三	14	8:38	12:18	16:18
三	1	8:39	12:19	16:19
三	1	8:40	12:20	16:20
山	0	8:40	12:20	16:20
八	1	8:41	12:21	16:21
新	5	8:46	12:26	16:26
し	0	8:46	12:26	16:26
東	0	8:46	12:26	16:26
古	1	8:47	12:27	16:27
南	1	8:48	12:28	16:28
ふ	2	8:50	12:30	16:30
賀	2	8:52	12:32	16:32
賀	1	8:53	12:33	16:33
賀	0	8:53	12:33	16:33
曾	2	8:55	12:35	16:35
逢	1	8:56	12:36	16:36
尾	1	8:57	12:37	16:37
長	5	9:02	12:42	16:42
天	0	9:02	12:42	16:42
天	1	9:03	12:43	16:43

尾鷲市ふれあいバス料金表(抜粋)

■ふれあいバスハラソ線

梶 賀					
200 円	曾根・賀田				
300 円	200 円	古 江			
400 円	300 円	200 円	三 木 里		
600 円	500 円	500 円	400 円	尾鷲地区	
				200 円	尾鷲地区

※新設のバス停留所「長浜」「天満築港」「天満堤防」は、尾鷲地区ブロックを適用

須賀利線ダイヤ(平成25年7月まで)

旧小学校前～島勝～国道相賀～瀬木山					
ふれあいバス須賀利地区(尾鷲方面)			三重交通島勝線(尾鷲方面)		
旧小学校前	6:35 ⇒	島勝	6:50	⇒	島勝
旧小学校前	7:45 ⇒	島勝	8:00	⇒	島勝
旧小学校前	8:55 ⇒	島勝	9:10	⇒	島勝
旧小学校前	12:20 ⇒	島勝	12:35	⇒	島勝
旧小学校前	14:20 ⇒	島勝	14:35	⇒	島勝
旧小学校前	18:00 ⇒	島勝	18:15	⇒	島勝
				⇒	瀬木山
				⇒	瀬木山
				⇒	瀬木山
				⇒	瀬木山
				⇒	瀬木山
				⇒	国道相賀
				⇒	18:49

▲ ■

瀬木山～国道相賀～島勝～旧小学校前					
三重交通島勝線(須賀利方面)			ふれあいバス須賀利地区(須賀利方面)		
国道相賀	6:30 ⇒	島勝	6:54	⇒	旧小学校前
瀬木山	8:20 ⇒	島勝	9:09	⇒	旧小学校前
瀬木山	11:45 ⇒	島勝	12:34	⇒	旧小学校前
瀬木山	13:45 ⇒	島勝	14:34	⇒	旧小学校前
瀬木山	17:30 ⇒	島勝	18:19	⇒	旧小学校前
				⇒	18:40

※日曜は運休
 ▲印は、平日運行
 ■印は、土曜、祝日運行

須賀利線ダイヤ(平成25年8月から)

旧小学校前～島勝～国道相賀～瀬木山					
ふれあいバス須賀利地区(尾鷲方面)			三重交通島勝線(尾鷲方面)		
旧小学校前	6:35 ⇒	島勝 6:50	⇒	島勝 7:00 ⇒	瀬木山 7:49
旧小学校前	7:45 ⇒	島勝 8:00	⇒ ▲	島勝 8:10 ⇒	瀬木山 8:59
旧小学校前	8:55 ⇒	島勝 9:10	⇒ ■	島勝 9:20 ⇒	瀬木山 10:09
旧小学校前	12:20 ⇒	島勝 12:35	⇒	島勝 12:45 ⇒	瀬木山 13:34
旧小学校前	14:20 ⇒	島勝 14:35	⇒	島勝 14:45 ⇒	瀬木山 15:34
旧小学校前	16:35 ⇒	島勝 16:50	⇒ ▲	島勝 17:00 ⇒	国道相賀 17:24
旧小学校前	18:00 ⇒	島勝 18:15	⇒ ■	島勝 18:25 ⇒	国道相賀 18:49

▲ ■ ▲ ■

瀬木山～国道相賀～島勝～旧小学校前					
三重交通島勝線(須賀利方面)			ふれあいバス須賀利地区(須賀利方面)		
国道相賀	6:30 ⇒	島勝 6:54	⇒	島勝 7:00 ⇒	旧小学校前 7:11
瀬木山	8:20 ⇒	島勝 9:09	⇒	島勝 9:15 ⇒	旧小学校前 9:26
瀬木山	11:45 ⇒	島勝 12:34	⇒	島勝 12:40 ⇒	旧小学校前 12:51
瀬木山	13:45 ⇒	島勝 14:34	⇒	島勝 14:40 ⇒	旧小学校前 14:51
瀬木山	16:00 ⇒	島勝 16:49	⇒ ▲	島勝 16:55 ⇒	旧小学校前 17:06
瀬木山	17:30 ⇒	島勝 18:19	⇒ ■	島勝 18:25 ⇒	旧小学校前 18:36

※日曜は運休

▲印は、平日運行

■印は、土曜、祝日運行

尾市公第 号
平成25年 7月 9日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所 尾鷲市中央町 10-43
代表者氏名 尾鷲市長 岩田 昭人

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

平成25年6月27日付け尾市公第215号で申請した地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書について、別紙のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

○変更理由

・ふれあいバスハラソ線

利用者の利便性の向上を図るため、ハラソ線の市街地地区における運行路線の一部を、バス路線空白地の天満地区へ路線変更し、新規停留所3ヶ所の設置とともにダイヤ改正を行う。

・ふれあいバス須賀利地区

平成24年10月から運行を行っている中で、より利用者の利便性の向上を図るため、ダイヤの改正を行う。

※添付書類:新旧対照表

平成 26 年度尾鷲市生活交通ネットワーク計画

(地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 平成 25 年 5 月 28 日

(変更策定年月日) 平成 25 年 7 月 9 日

尾鷲市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

目的

本市は、市域の約 92%が山林で、沿岸部には変化に富んだリアス式海岸が形成されるなど、豊かな自然環境に恵まれている一方、市街地周辺部には 10 ヶ所の集落が点在し、それぞれの地域において過疎高齢化が進行していることから、これらの各地域の公共交通をいかにして結ぶかが重要な課題とされてきました。

本市の公共交通機関は、鉄道、路線バス及びタクシーがその役割を担っています。鉄道は JR 紀勢本線、路線バスは「長島線」、「島勝線」、「ふれあいバス尾鷲地区」、「ふれあいバス須賀利地区」、「ふれあいバスハラソ線」、「ふれあいバス八鬼山線」と、都市等を結ぶ長距離バスが運行されています。

少子高齢化・過疎化等の理由により、本市の高齢化率は増加傾向にあり、通勤や通学で利用する人口も減少を続けており、公共交通サービスを維持確保していくためにはより多くの市民が公共交通を利用する必要があり、まちづくりと一体となった公共交通の利用促進が求められます。

これを実現するために、市民ニーズに応じた生活交通を確保することを目的として、地域公共交通確保維持改善事業に取り組んでまいります。

必要性

本市では、尾鷲市全体の公共交通の基本的な在り方を定めた「尾鷲市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成 21 年度から平成 23 年度の実証運行期間 3 年間の中で、「ふれあいバス尾鷲地区」、「ふれあいバスハラソ線」、「ふれあいバス八鬼山線」の 3 路線について、民間路線等の幹線と有機的に連携し一体となって機能する交通ネットワークの形成とともに、乗降調査や利用者及び市民の意見等を踏まえ、順次改善しながら、実証運行を実施してきました。

また、尾鷲地区と須賀利地区を結ぶ航路「尾鷲須賀利航路」については、平成 22 年 12 月に「須賀利地区にバス運行を実現する市民の会」から悪天候時に運休になりやすい巡航船から安定した運行が望める陸路によるバス運行の実現を求める署名（署名総数 1,178 名、内須賀利地区 275 名）が提出されました。これを受け、平成 23 年度からバス運行についての地区説明会等を開催し、自治体が運行する路線として、幹線路線との交通ネットワークを形成する役割を明確にしたうえで、須賀利地区を運行する路線やダ

イヤ等を地区と協議してきました。平成23年度末には、須賀利地区において、巡航船に代わるバス運行の是非について、書面決議が行われ、平成24年9月末をもって須賀利巡航船を廃止し、同年10月から須賀利線として、島勝線とを結ぶフィーダー運行に移行しました。

今後も、地域公共交通ネットワーク確保のために、民間の幹線路線等も含め、これらの路線を確保・維持していく必要があり、実証運行内容を基本とし、市内各地の地域特性に応じた以下のフィーダーバス路線を構築します。

●ふれあいバス尾鷲地区

本市市街地を中心に運行し、商業施設、観光施設の運行のほか、通院・通学の確保や公共交通空白地帯の解消を果たすとともに、幹線（南紀特急バス、南紀高速バス、JR列車）とが有機的に連携し、短距離移動においても利用可能なサービスを構築する。また、アンケート調査や、市内13地区における市政懇談会での意見交換を踏まえて策定したふれあいバスの改善方針をもとに、平成23年7月に複雑な市街地巡回路線の簡素化、利用者実績のほとんどないバス停を廃止するなど、路線やダイヤの一部を見直し、利用者の利便性向上を図っている。

●ふれあいバスハラソ線・八鬼山線

大型の商業施設、病院、高等学校等の無い周辺地域と市街地を結ぶ路線を構築し、買い物、通院、通学のための移動手段を確保する。

また、市内のみならず、線（バス、JR）と有機的に連携することで、利用者ニーズにきめ細かく対応した交通ネットワークを形成する。

また、アンケート調査や、市内13地区における市政懇談会での意見交換を踏まえて策定したふれあいバスの改善方針をもとに、平成23年7月に、鉄道との連絡を強化、八鬼山線、ハラソ線の連携を強化するなど、路線やダイヤの一部を見直し、利用者の利便性向上を図っている。

また、25年4月より、八鬼山線について、三木浦漁港整備事業の完了に伴い、三木浦地区の路線を延長し新規停留所の設置（2カ所）とともにダイヤ改正を行っている。

ハラソ線についても、三木里インター線工事の完了に伴い、片側通行区間が解消され、輪内～市街地間の運行時間が短縮されるため、ダイヤ改正を行っている。

平成25年10月より、ハラソ線の市街地地区における運行路線の一部を、バス路線空白地の天満地区へ路線変更し、新規停留所3ヶ所の設置とともにダイヤ改正を行い、利用者の利便性の向上を図る。

●ふれあいバス須賀利線

平成24年10月から、須賀利巡航船に替わる新たな公共交通として、すべての便が既存の幹線路線である島勝線へ接続するフィーダーバス路線（須賀利線）を構築し、安定した輸送サービスを確保するとともに島勝線の利用者の増加に繋げ、須賀利線の運行により支線としての役割を果たしながら広域幹線路線が継続的に運行できるサービス

を提供している。

平成 25 年 8 月より、利用者の利便性の向上を図るため、ダイヤの改正を行う。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

アンケート調査（聞き取り調査）において、乗客のバス利用について満足度調査を行い 5 段階における評価を数値化しました。

各路線のデータは下記の表のとおりで、八鬼山線、須賀利地区は実施した 4 路線（八鬼山線、ハラソ線、尾鷲地区、須賀利地区）の平均値 0.76 を 28 年度の目標値に、また、ハラソ線、尾鷲地区についてはそれぞれ現況 0.90、0.82 を 28 年度の目標値に設定しました。

公共交通利便性の市民の満足度の向上	路線名	現況	26 年度	27 年度	28 年度
(0 を基準とし最大値+2、最小値-2) +2: 満足 +1: 概ね満足 0: 普通 -1: やや不満 -2: 不満	八鬼山線	0.67	0.70	0.73	0.76
	ハラソ線	0.90	0.90	0.90	0.90
	尾鷲地区	0.82	0.82	0.82	0.82
	須賀利地区	0.66	0.74	0.74	0.76

周辺地域から地元高校への通学確保	現況	26 年度	27 年度	28 年度
	40%	40%	40%	40%

(2) 事業の効果

- ・ 安心で安全な通学・通院手段の確保
- ・ 民間路線とのネットワーク形成による連携路線の利用者の増加

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

添付資料 ①路線図 ②時刻表 ③既存交通との整合性 ④運送事業者の決定方法 ⑤運送事業者を選定した経緯

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」を添付

なお、尾鷲市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

5. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

6. 協議会の開催状況と主な議論

平成20年度

- ・平成20年5月28日（第1回）協議会設立、事業内容について協議
- ・平成20年9月18日（第2回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画（案）について協議
- ・平成20年11月19日（第3回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画（案）について協議
- ・平成21年1月29日（第4回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画（案）について協議
事後評価について協議・承認
- ・平成21年3月19日（第5回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画及び連携計画に定める実証運行について承認、翌年度の事業計画について協議

平成21年度

- ・平成21年9月7日（第1回）平成20年度決算報告、バス停設置要望について協議
- ・平成22年2月22日（第2回）公共交通アンケート結果について協議
翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成22年度

- ・平成22年7月29日（第1回）ふれあいバス改善方針について協議
- ・平成23年2月18日（第2回）ふれあいバス改善方針について承認
翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成23年度

- ・平成23年6月28日（第1回）停留所の新規設置及び移動について協議・承認
- ・平成24年2月20日（第2回）翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成24年度

- ・平成24年5月24日（第1回）平成23年度決算報告、翌年度の事業計画、ネットワーク計画について協議・承認
- ・平成25年1月28日（第2回）翌年度事業計画、路線延長に伴う停留所の設置、ダイヤ改正及びネットワーク計画の変更について
- ・平成25年3月27日（第3回）自己評価とダイヤ改正について協議・承認

平成25年度

- ・平成25年5月28日（第1回）平成24年度決算報告、翌年度の事業計画、ネットワーク計画について協議・承認
- ・平成25年7月9日（第2回）路線変更に伴う停留所の設置、ダイヤ改正及びネットワーク計画の変更について協議

7. 利用者等の意見の反映

国、県、住民代表、事業者等各関係者が参加する協議会において検討結果に基づき策定

8. 協議会メンバーの構成員

別紙のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】	(住 所)	三重県尾鷲市中央町10番43号
	(所 属)	市長公室政策調整係
	(氏 名)	大和秀成、塩崎桂士
	(電 話)	0597-23-8134
	(e-mail)	sechousei@city.owase.lg.jp

③既存交通との整合性(H25.4.1～)

ハラノ線については、賀田駅において、JR紀勢線に接続しています。また、尾鷲総合病院前にて、三重交通路線バス南紀特急バス、南紀高速バスに接続しています。

梶賀→賀田駅→古江→三木里駅→尾鷲市街

停留所名	時	刻
梶神	JR紀勢線 多気行(7:09着)	JR紀勢線 亀山行(16:11着) 新宮行(16:11着)
梶西		
逢曾	神橋根 7:17	7:07
賀田	7:20	7:05
賀田	7:20	7:05
賀心	7:21	7:06
南古	7:23	7:08
東古	JR紀勢線 新宮行(7:59発)	JR紀勢線 長島行(14:05発)
し新	7:27	7:12
八山	7:27	7:12
山三	7:32	7:17
三三	7:33	7:18
三三	7:33	7:18
三三	7:34	7:19
三国	7:35	7:20
尾鷲	7:48	7:33
シヤ	7:51	7:36
野栄	7:52	7:37
朝尾	7:54	7:39
長天	7:55	7:40
天	7:56	7:41
	7:57	7:42
	7:59	7:44
	8:00	7:45
	8:00	7:45

尾鷲市街→三木里駅→古江→賀田駅→梶賀

停留所名	時	刻
天満	8:13	15:53
天満	8:13	15:53
長尾	8:14	15:54
尾朝	三重交通 南紀高速バス 上り(8:07着)	三重交通 南紀高速バス 下り(18:35着)
栄朝	8:14	15:54
シヤ	8:19	15:59
尾鷲	8:22	16:02
国道	8:24	16:04
三三	8:28	16:08
三三	三重交通 南紀特急バス 下り(12:05発)	三重交通 南紀特急バス 下り(16:35発)
山八	8:41	16:21
新し	8:46	16:26
東古	JR紀勢線 新宮行(12:24着)	三重交通 南紀特急バス 下り(19:36発)
南古		
ふ賀	8:50	16:30
賀賀	8:52	16:32
賀賀	8:53	16:33
賀賀	8:53	16:33
曾逢	8:55	16:35
尾西	8:56	16:36
長天	JR紀勢線 新宮行(9:26発)	JR紀勢線 新宮行(20:12発)
天	9:03	17:43
天	9:03	17:43

③既存交通との整合性

須賀利線については、島勝バス停において、三重交通路線バス島勝線に接続しています。

須賀利線			
旧小学校前	6:35	→	島勝 6:50
			↑
			三重交通 島勝線 (7:00発)
旧小学校前	7:15	←	島勝 7:00
			↓
			三重交通 島勝線 (6:54着)
平日	7:45	→	島勝 8:00
			↑
			三重交通 島勝線 (8:10発)
土曜休日	8:55	→	島勝 9:10
			↑
			三重交通 島勝線 (9:20発)
旧小学校前	9:30	←	島勝 9:15
			↓
			三重交通 島勝線 (9:09着)
旧小学校前	12:20	→	島勝 12:35
			↑
			三重交通 島勝線 (12:45発)
旧小学校前	12:55	←	島勝 12:40
			↓
			三重交通 島勝線 (12:34着)
旧小学校前	14:20	→	島勝 14:35
			↑
			三重交通 島勝線 (14:45発)
旧小学校前	14:55	←	島勝 14:40
			↓
			三重交通 島勝線 (14:34着)
平日	16:35	→	島勝 16:50
			↑
			三重交通 島勝線 (17:00発)
平日	17:06	←	島勝 16:55
			↓
			三重交通 島勝線 (16:49着)
土曜休日	18:00	→	島勝 18:15
			↑
			三重交通 島勝線 (18:25発)
土曜休日	18:40	←	島勝 18:25
			↓
			三重交通 島勝線 (18:19着)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成26年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
三重県	三重交通(株)	尾鷲市コミュニティバスハ 兔山線(瀬木山～三木浦 ～三木駅前)	地域内フィー ダー	11,815.0	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	①
	三重交通(株)	尾鷲市コミュニティバスハ 兔山線(三木里駅前～東 古江)	地域内フィー ダー	322.5	②(1)	JR三木里駅にて 「紀勢本線」に接続	①
	三重交通(株)	尾鷲市コミュニティバスハ ラン線(天満堤防～三木 里駅前～榎賀)	地域内フィー ダー	7,838.0	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	①
尾鷲市	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾鷲 地区(尾鷲駅～朝日町～ 紀伊松本)	地域内フィー ダー	2,891.5	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾鷲 地区(尾鷲駅～光ヶ丘～ 尾鷲駅)	地域内フィー ダー	2,026.0	①	バス停(尾鷲総合病院)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾鷲 地区(尾鷲駅～朝日町～ 夢古道おわせ前)	地域内フィー ダー	378.0	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス須賀 利地区(須賀利～島勝)	地域内フィー ダー	2,151.0	①	バス停(島勝)にて 幹線「島勝線」に接続	①
合 計				27,422			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成27年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
三重県	三重交通(株)	尾鷲市コミュニティバスハ 兔山線(瀬木山～三木浦 ～三木駅前)	地域内フィー ダー	11,815.0	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	①
	三重交通(株)	尾鷲市コミュニティバスハ 兔山線(三木里駅前～東 古江)	地域内フィー ダー	322.5	②(1)	JR三木里駅にて 「紀勢本線」に接続	①
	三重交通(株)	尾鷲市コミュニティバスハ ラン線(天満堤防～三木 里駅前～梶賀)	地域内フィー ダー	7,838.0	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	①
尾鷲市	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾鷲 地区(尾鷲駅～朝日町～ 紀伊松本)	地域内フィー ダー	2,891.5	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾鷲 地区(尾鷲駅～光ヶ丘～ 尾鷲駅)	地域内フィー ダー	2,026.0	①	バス停(尾鷲総合病院)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾鷲 地区(尾鷲駅～朝日町～ 夢古道おわせ前)	地域内フィー ダー	378.0	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス須賀 利地区(須賀利～島勝)	地域内フィー ダー	2,151.0	①	バス停(島勝)にて 幹線「島勝線」に接続	①
合 計				27,422			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
三重県	三重交通(株)	尾鷲市コミュニティバスハ 鬼山線(瀬木山～三木浦 ～三木駅前)	地域内フィー ダー	11,847.5	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	①
	三重交通(株)	尾鷲市コミュニティバスハ 鬼山線(三木里駅前～東 古江)	地域内フィー ダー	323.5	②(1)	JR三木里駅にて 「紀勢本線」に接続	①
	三重交通(株)	尾鷲市コミュニティバスハ ラン線(天満堤防～三木 里駅前～榎賀)	地域内フィー ダー	7,838.0	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	①
尾鷲市	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾鷲 地区(尾鷲駅～朝日町～ 紀伊松本)	地域内フィー ダー	2,899.0	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾鷲 地区(尾鷲駅～光ヶ丘～ 尾鷲駅)	地域内フィー ダー	2,031.5	①	バス停(尾鷲総合病院)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾鷲 地区(尾鷲駅～朝日町～ 夢古道おわせ前)	地域内フィー ダー	379.0	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス須賀 利地区(須賀利～島勝)	地域内フィー ダー	2,158.0	①	バス停(島勝)にて 幹線「島勝線」に接続	①
合 計				27,476			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名 三重交通株式会社

平成26年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	5,875,943 千円	営業外収益	43,143 千円	経常収益(イ)	5,919,086 千円
	営業費用	7,212,994 千円	営業外費用	34,933 千円	経常費用(ロ)	7,247,927 千円
	営業損益	▲ 1,337,051 千円	営業外損益	8,210 千円	経常損益	▲ 1,328,841 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	22,356,471.8 km			経常収支率	81.66%	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	6,128,127 千円	営業外収益	30,486 千円	経常収益(イ)	6,158,613 千円
	営業費用	7,322,496 千円	営業外費用	28,168 千円	経常費用(ロ)	7,350,664 千円
	営業損益	▲ 1,194,369 千円	営業外損益	2,318 千円	経常損益	▲ 1,192,051 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	22,843,096.2 km			経常収支率	83.78%	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	6,141,960 千円	営業外収益	36,261 千円	経常収益(イ)	6,178,221 千円
	営業費用	7,270,005 千円	営業外費用	26,695 千円	経常費用(ロ)	7,296,700 千円
	営業損益	▲ 1,128,045 千円	営業外損益	9,566 千円	経常損益	▲ 1,118,479 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	22,931,477.8 km			経常収支率	84.67%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{(((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1))}{2} = \text{d}$
東海	318円. 19銭	321円. 78銭	324円. 19銭	0.93 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ}$
東海	327円. 21銭	353円. 96銭	327円. 21銭	264円. 75銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) ÷ チニル	計画実車走行キロ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ヲ				
東海	1	尾鷲市コミュニティバス八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	365 日	1,460.0 回	往 31.8km (平均) 復 31.8km 31.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	100%	92,856.0km		
	2	尾鷲市コミュニティバス八鬼山線	三木里駅		東古江	365 日	365.0 回	往 3.4km 復 3.4km 6.1km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	100%	2,482.0km		
	3	尾鷲市コミュニティバスハラソ線	天満堤防	三木里駅前	梶賀	365 日	1,460.00 回	往 25.0km 復 25.0km 25.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	100%	73,000.0km		
	4					日	回	0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	%			
合計		系統					往 60.2km 復 60.2km 25.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km			168,338.0km		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額	補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額:ワ	ト	ト×ヲ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
東海	1	30,383,411 円	72円. 72銭	6,752,488 円	23,630,923 円	23,630,923 円	23,630千円	11,815. 千円		
	2	812,135 円	66円. 99銭	166,269 円	645,866 円	645,866 円	645千円	322.5 千円		
	3	23,886,330 円	112円. 46銭	8,209,580 円	15,676,750 円	15,676,750 円	15,676千円	7,838. 千円		
	4	0 円	円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
合計		55,081,876 円		15,128,337 円	39,953,539 円	39,953,539 円	39,951千円	19,975. 千円	7,260千円	7,260千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	23,350,498 円										
	2	638,370 円										
	3	15,456,290 円										
	4	0 円										
合計		39,445,158 円	32,185,158 円	0 円	0%	32,185,158 円	100%	0 円	0%	0 円	0%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間 ²⁾) g	平均増減率 $\frac{((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1)}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
東海	1	110円.00銭	104円.19銭	83円.01銭	▲ 12.80 %	72円.72銭
	2		104円.19銭	83円.01銭	▲ 20.32 %	66円.99銭
	3	100円.63銭	106円.16銭	108円.34銭	3.77 %	112円.46銭
	4				0.00 %	円.00銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名 三重交通株式会社

平成27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 - 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	5,875,943 千円	営業外収益	43,143 千円	経常収益(イ)	5,919,086 千円
	営業費用	7,212,994 千円	営業外費用	34,933 千円	経常費用(ロ)	7,247,927 千円
	営業損益	▲ 1,337,051 千円	営業外損益	8,210 千円	経常損益	▲ 1,328,841 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	22,356,471.8 km			経常収支率	81.66%	

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 - 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	6,128,127 千円	営業外収益	30,486 千円	経常収益(イ)	6,158,613 千円
	営業費用	7,322,496 千円	営業外費用	28,168 千円	経常費用(ロ)	7,350,664 千円
	営業損益	▲ 1,194,369 千円	営業外損益	2,318 千円	経常損益	▲ 1,192,051 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	22,843,096.2 km			経常収支率	83.78%	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 - 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	6,141,960 千円	営業外収益	36,261 千円	経常収益(イ)	6,178,221 千円
	営業費用	7,270,005 千円	営業外費用	26,695 千円	経常費用(ロ)	7,296,700 千円
	営業損益	▲ 1,128,045 千円	営業外損益	9,566 千円	経常損益	▲ 1,118,479 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	22,931,477.8 km			経常収支率	84.67%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷ 2 = d
東海	318円. 19銭	321円. 78銭	324円. 19銭	0.93 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c × (1+(d÷2)) ² = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	327円. 21銭	353円. 96銭	327円. 21銭	264円. 75銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗 入れ部分及び同一 補助ブロック市区 町村外乗入れ部分 以外のキロ程の比 率 (チ-(リ+ヌ)) ÷チ=ル	計画 実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル				
東海	1	尾鷲市コミュニティバス 八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	365 日	1,460.0 回	往 31.8km (平均) 復 31.8km 31.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	100%	92,856.0km		
	2	尾鷲市コミュニティバス 八鬼山線	三木里駅		東古江	365 日	365.0 回	往 3.4km 復 3.4km 6.1km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	100%	2,482.0km		
	3	尾鷲市コミュニティバス ハラソ線	天満堤防	三木里駅前	梶賀	365 日	1,460.00 回	往 25.0km 復 25.0km 25.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	100%	73,000.0km		
	4					日	回	0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	%			
合計		系統					往 60.2km 復 60.2km 25.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km		168,338.0km			

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ 当たり経常収益 (ノ)の額 ト	補助対象 系統の経常収益の 見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック 外乗入部分及び同 一補助ブロック市区 町村外乗入部分以 外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の 1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はソのうち いずれか少ない ほうの額) ラ
東海	1	30,383,411 円	72円. 72銭	6,752,488 円	23,630,923 円	23,630,923 円	23,630千円	11,815. 千円		
	2	812,135 円	66円. 99銭	166,269 円	645,866 円	645,866 円	645千円	322.5 千円		
	3	23,886,330 円	112円. 46銭	8,209,580 円	15,676,750 円	15,676,750 円	15,676千円	7,838. 千円		
	4	0 円	円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
合計		55,081,876 円		15,128,337 円	39,953,539 円	39,953,539 円	39,951千円	19,975. 千円	7,260千円	7,260千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
東海	1	23,350,498 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	2	638,370 円											
	3	15,456,290 円											
	4	0 円											
合計		39,445,158 円		32,185,158 円	0 円	0%	32,185,158 円	100%	0 円	0%	0 円	0%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間 ²⁾) g	平均増減率 $\frac{((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1)}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
東海	1	110円.00銭	104円.19銭	83円.01銭	▲ 12.80 %	72円.72銭
	2	/	104円.19銭	83円.01銭	▲ 20.32 %	66円.99銭
	3	100円.63銭	106円.16銭	108円.34銭	3.77 %	112円.46銭
	4	/	/	/	0.00 %	円.00銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名 三重交通株式会社

平成28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	5,875,943 千円	営業外収益	43,143 千円	経常収益(イ)	5,919,086 千円
	営業費用	7,212,994 千円	営業外費用	34,933 千円	経常費用(ロ)	7,247,927 千円
	営業損益	▲ 1,337,051 千円	営業外損益	8,210 千円	経常損益	▲ 1,328,841 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	22,356,471.8 km			経常収支率	81.66%	

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	6,128,127 千円	営業外収益	30,486 千円	経常収益(イ')	6,158,613 千円
	営業費用	7,322,496 千円	営業外費用	28,168 千円	経常費用(ロ')	7,350,664 千円
	営業損益	▲ 1,194,369 千円	営業外損益	2,318 千円	経常損益	▲ 1,192,051 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	22,843,096.2 km			経常収支率	83.78%	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	6,141,960 千円	営業外収益	36,261 千円	経常収益(イ'')	6,178,221 千円
	営業費用	7,270,005 千円	営業外費用	26,695 千円	経常費用(ロ'')	7,296,700 千円
	営業損益	▲ 1,128,045 千円	営業外損益	9,566 千円	経常損益	▲ 1,118,479 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	22,931,477.8 km			経常収支率	84.67%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
東海	318円. 19銭	321円. 78銭	324円. 19銭	0.93 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ \div ハ
東海	327円. 21銭	353円. 96銭	327円. 21銭	264円. 75銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗 入れ部分及び同一 補助ブロック市区 町村外乗入れ部分 以外のキロ程の比 率 (チー(リ+ヌ)) \div チニル	計画 実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ヲ				
東海	1	尾鷲市コミュニティバス 八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	366 日	1,464.0 回	往 31.8km (平均) 復 31.8km 31.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	100%	93,110.4km		
	2	尾鷲市コミュニティバス 八鬼山線	三木里駅		東古江	366 日	366.0 回	往 3.4km 復 3.4km 6.1km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	100%	2,488.8km		
	3	尾鷲市コミュニティバス ハラソ線	天満堤防	三木里駅前	梶賀	366 日	1,464.0 回	往 25.0km 復 25.0km 25.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	100%	73,200.0km		
	4							0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	%			
合計		系統					往 60.2km 復 60.2km 25.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km			168,799.2km		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ 当たり経常収益 (ノ)の額 ト	補助対象 系統の経常収益の 見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック 外乗入部分及び同 一補助ブロック市区 町村外乗入部分以 外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の 1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうち いずれか少ない ほうの額) ラ
東海	1	30,466,653 円	72円. 72銭	6,770,988 円	23,695,665 円	23,695,665 円	23,695千円	11,847.5 千円		
	2	814,360 円	66円. 99銭	166,724 円	647,636 円	647,636 円	647千円	323.5 千円		
	3	23,951,772 円	112円. 46銭	8,232,072 円	15,719,700 円	15,719,700 円	15,719千円	7,859.5 千円		
	4	0 円	円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
合計		55,232,785 円		15,169,784 円	40,063,001 円	40,063,001 円	40,061千円	20,030. 千円	7,260千円	7,260千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	23,414,472 円										
	2	640,120 円										
	3	15,498,636 円										
	4	0 円										
合計		39,553,228 円	32,293,228 円	0 円	0%	32,293,228 円	100%	0 円	0%	0 円	0%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 ²⁾) g	平均増減率 $\frac{((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1)}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
東海	1	110円. 00銭	104円. 19銭	83円. 01銭	▲ 12.80 %	72円. 72銭
	2		104円. 19銭	83円. 01銭	▲ 20.32 %	66円. 99銭
	3	100円. 63銭	106円. 16銭	108円. 34銭	3.77 %	112円. 46銭
	4				0.00 %	円. 00銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)